

# 介護保険制度の改正により 介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました

## ○介護予防・日常生活支援総合事業って？

平成 29 年 4 月から、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）が始まりました。これまで、要支援者の方の訪問介護や通所介護のサービスは、国が定めた全国一律の基準で提供されてきました。総合事業では要支援者に対し、今までと同じサービスを提供しつつ、多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、多様な担い手による新しいサービスも提供していきます。

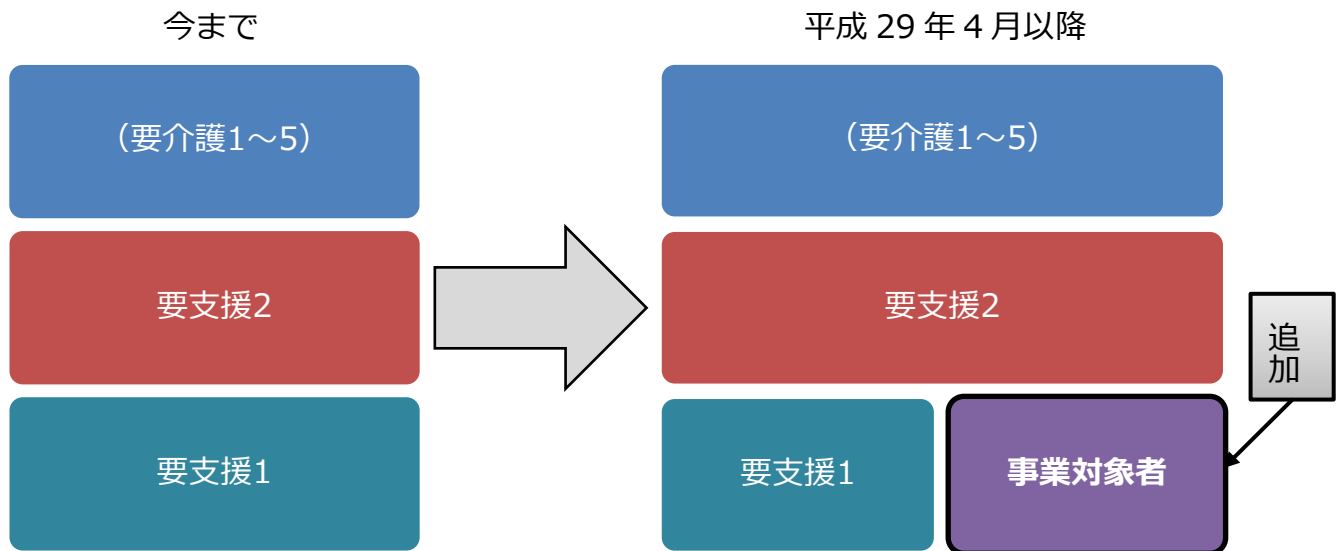
## ○介護保険はどう変わるの？ 総合事業のサービスって？

介護保険の制度としては、要介護 1～5については、現行制度のままとなります。

予防給付（要支援の方向けのサービス）の事業のうち、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の2つが「総合事業」のサービスに移行します。それ以外の「福祉用具貸与」「通所リハビリテーション」「介護予防訪問看護」等につきましては、現行制度のままとなります。

「総合事業」のサービスについては、要支援 1・2の方と基本チェックリスト（日常生活や心身の状態を確認する 25 項目の質問）で事業対象者と判定された方が利用できます。

## ○基本チェックリストで判定される「事業対象者」とは？



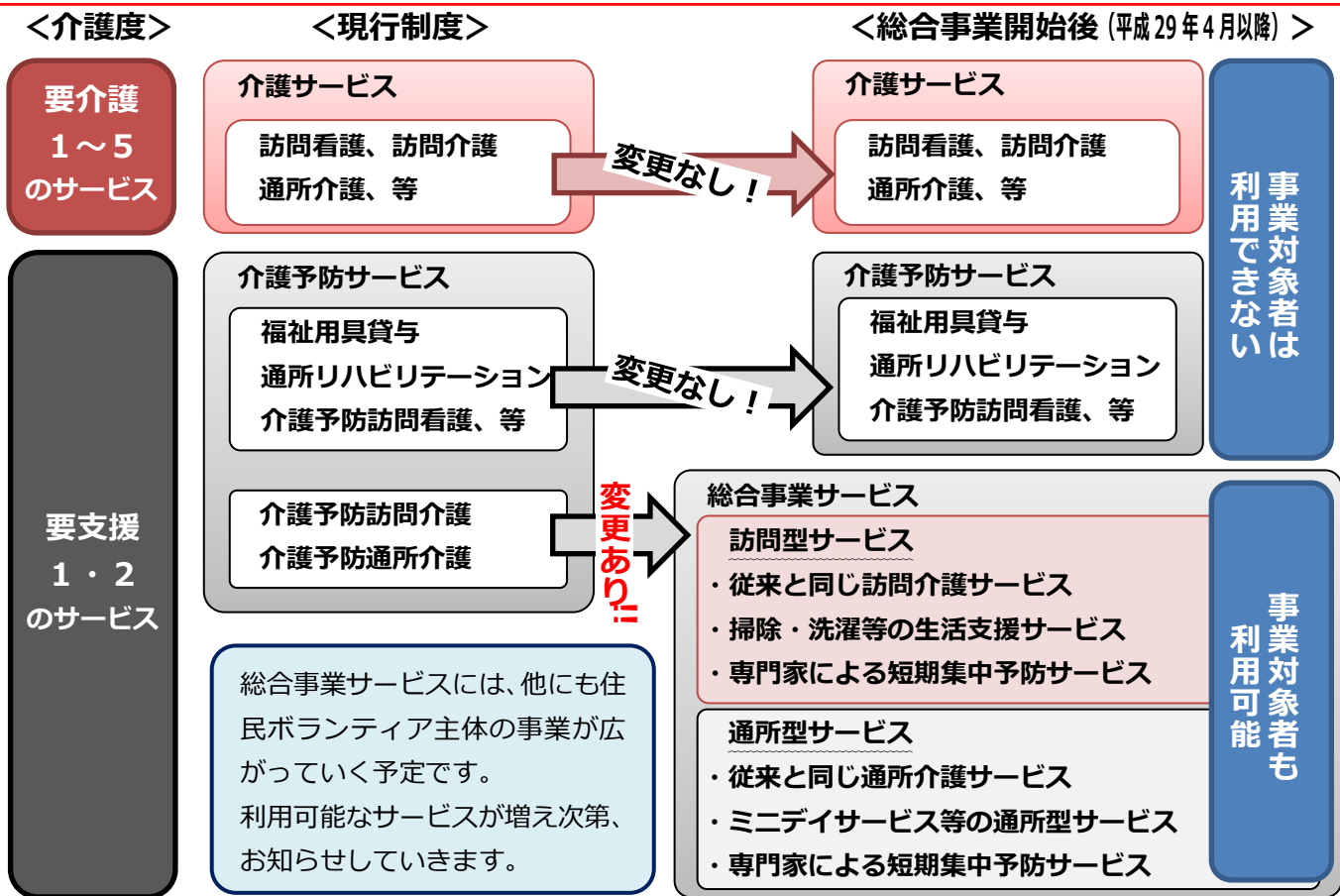
「**事業対象者**」とは要介護認定等を省略した新しい認定の種類です。

今までの認定審査を通した認定方法とは異なり、「**基本チェックリスト**」を実施し、**該当した場合に認定**されます。認定審査に比べ、簡単に認定を受けることができ、扱いは要支援 1 とほぼ同等ですが、「訪問型サービス」「通所型サービス」以外の予防給付のサービスが使えないなど、制限もあります。

## 要支援者1・2と事業対象者の違い

名称	要支援者1・2	事業対象者
担当課	介護保険課	いきいき高齢課
給付名称	予防給付+総合事業	総合事業
認定方法	認定審査	基本チェックリスト
認定にかかる時間	1ヶ月程度	即日～3日程度
証書の種類	介護保険被保険者証と負担割合証	介護保険被保険者証と負担割合証
有効期間	最長3年	最長2年
利用できるサービス	予防給付のサービス (通所リハビリ、訪問リハビリ、 訪問看護、福祉用具貸出など) + 総合事業のサービス (訪問介護相当サービス、訪問型 サービスA、通所介護相当サー ビス、通所型サービスAなど)	総合事業のサービス (訪問介護相当サービス、訪問型 サービスA、通所介護相当サー ビス、通所型サービスAなど)
利用できるサービスの頻度等	例：通所介護の場合 (要支援1) 週1回程度 (要支援2) 週2回程度	例：通所介護の場合 週1回程度 ※要支援1と同じ
給付の上限	(要支援1) 5,003単位 (要支援2) 10,473単位	5,003単位
ケアプランの種類	介護予防支援 または 介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント
主な対象	予防給付のサービスが必要と判断された方	介護予防や日常生活の支援が必要と判断された方

○サービスの移行と総合事業のサービス



○変更する介護予防サービス、変更しない介護予防サービス

変更する介護予防サービス = 総合事業に移行 = 事業対象者も利用できる

介護予防サービス名	総合事業サービス名
介護予防訪問介護	訪問型サービス
介護予防通所介護	通所型サービス

変更しない介護予防サービス = 事業対象者は利用できない

介護予防訪問入浴介護	介護予防認知症対応型通所介護
介護予防訪問看護	介護予防小規模多機能型居宅介護
介護予防訪問リハビリテーション	介護予防特定施設入居者生活介護
介護予防通所リハビリテーション	介護予防認知症対応型共同生活介護
介護予防福祉用具貸与	特定介護予防福祉用具販売
介護予防短期入所生活介護	介護予防住宅改修
介護予防短期入所療養介護	介護予防支援
介護予防居宅療養管理指導	

## ○訪問型サービス、通所型サービスの内容は？

### 訪問型サービス

ホームヘルパーなどが利用者のお宅を訪問して、身体介護（入浴や排せつの介助）や生活支援（部屋の掃除や洗濯、食事の準備）をするサービスです。

サービスの名称	訪問介護相当サービス	訪問型サービス A	訪問型サービス B	訪問型サービス C
サービスの内容	介護予防訪問介護と同等 ・身体介護（入浴、排せつ、食事の介助） ・生活援助	・生活援助（部屋の掃除、洗濯、食事の準備、買い物、薬の受取など）	・生活援助（部屋の掃除、洗濯、食事の準備、買い物、薬の受取、ごみ出し、など）	理学療法士等による居宅での相談指導等
サービスの提供者	指定事業者（従来の事業所）	指定事業者（従来の事業所） 若しくは シルバー人材センター	地域住民のボランティアなど	専門職の事業者
事業を行うための基準、規則	今までの指定基準と同じ	提供者の資格要件が緩和されている	個人情報の保護等の規則	内容に応じた独自の基準
利用料金	I 1,168 円（週 1 回） II 2,335 円（週 2 回） III 3,704 円 （週 2 回を超える程度）	・指定事業者 I 934 円（週 1 回） II 1,868 円（週 2 回） ・シルバー人材センター 100 円/回	団体の任意	250 円/回 他、教材費等
利用時間	任意	1 時間/回	任意	
注意事項	利用者以外が利用する部屋等の清掃や食事の支度、洗濯などはサービス対象外	身体介護や利用者以外が利用する部屋等の清掃や食事の支度、洗濯などはサービス対象外		

### 通所型サービス

通所介護施設（デイサービスセンター）等で、介護状態にならないための運動を行ったり、家では難しい食事や入浴、排せつの介助やレクリエーションを通じて、通いの場を提供するサービスです。

サービスの名称	通所介護相当サービス	通所型サービス A	通所型サービス B	通所型サービス C
サービスの内容	介護予防通所介護と同等 ・入浴や食事の提供（任意） ・生活機能維持向上のための機能訓練（デイサービス、運動・レクリエーション）	・生活機能維持向上のための機能訓練（ミニデイサービス、運動・レクリエーション）	・通いの場（介護予防体操教室、レクリエーション）	生活機能を改善するための理学療法士等による運動等
サービスの提供者	指定事業者（従来の事業所）	指定事業者（従来の事業所）	地域住民のボランティアなど	専門職の事業者
事業を行うための基準、規則	今までの指定基準と同じ	提供者の資格要件が緩和されている	個人情報の保護等の規則	内容に応じた独自の基準
利用料金	I 1,647 円（週 1 回） II 3,377 円（週 2 回）	I 1,317 円（週 1 回） II 2,701 円（週 2 回）	団体の任意	250 円/回 他、教材費等
利用時間	任意	2 時間～	任意	
注意事項		入浴、食事の提供は不要		

## ○新しく増えるサービス、サービス A とかサービス B とは？

### ◇サービス A

事業所の設置基準が緩和されたサービスで、予防給付のデイサービスやホームヘルプより提供出来るサービスの種類が減っていますが、料金が安い(元のサービスの 8 割程度)サービスです。

#### ・訪問型サービス A

日常生活支援限定のホームヘルプです。掃除、洗濯、調理等を実施し、身体介護は行いません。⇒ 介護福祉士やホームヘルパー資格のない方も提供できるサービスになります。

#### ・通所型サービス A

時間が短い、入浴や食事の提供等もない、看護師や理学療法士などの専門職が必須でないデイサービスです。簡単な機能訓練やレクリエーションを行います。⇒ 介護の専門施設以外の施設でもデイサービスを提供できるようになります。

---

### ◇サービス B

地域住民や N P O 等によるボランティア活動です。町内会や老人会、ふれあいサロン等が主体となって介護予防や日常生活支援を提供することを目指しています。今後、広まっていけば地域の人たちによる助け合いが介護予防や日常生活支援の主体になっていくと考えられています。

#### ・訪問型サービス B

地域の人たちによる日常生活支援活動です。高齢者の方が自宅で過ごすために、様々なことをサポートしてくれることが期待されています。ごみ出しや電球の交換、簡単な掃除や洗濯、繕い物などのサービスを実施していきます。

#### ・通所型サービス B

地域の人たちによる通いの場、集まりの場を提供する活動です。ふれあいサロンや老人会と似ていますが、介護予防を目的としている点が異なります。介護予防のための体操や運動、閉じこもらない為のレクリエーションを行っていきます。

---

### ◇サービス C

専門職による 3 ヶ月程度の短期集中サービスです。市が主体となって、閉じこもりや運動機能の低下がある方に対して、指導やトレーニングを行います。

デイサービスやホームヘルプを使って自立するための一時的な支援となっています。

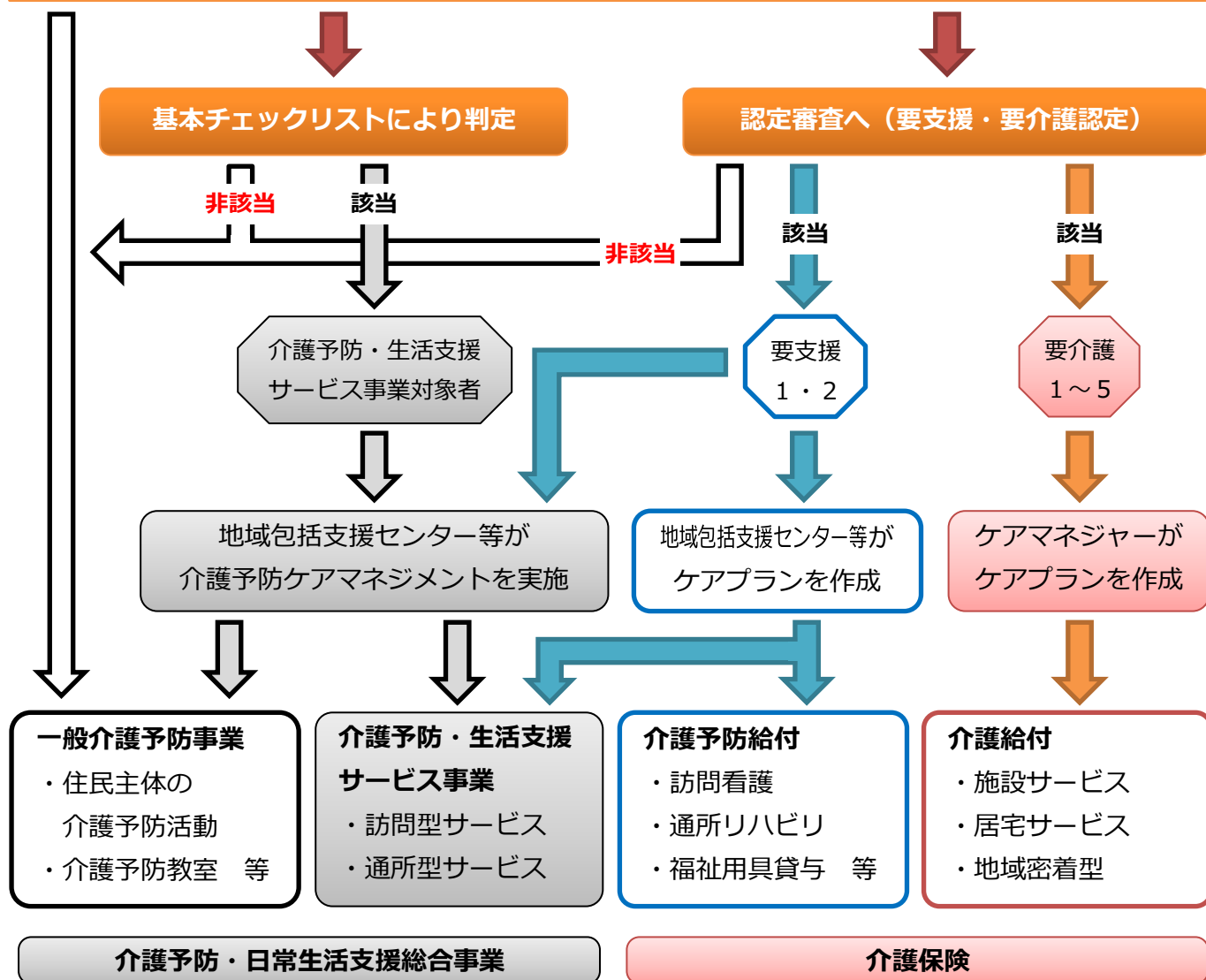
---

### ◇訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス

今までの介護予防事業で実施していた訪問介護、通所介護のサービスも残ります。名前は変わりますが、サービス内容は一切そのままです。この訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスについても、事業対象者、要支援 1、要支援 2、いずれの方も利用できます。

## ○総合事業利用の流れ

ご利用を希望される方は、市役所（介護保険課・いきいき高齢課）  
 又は、地域包括支援センターにご相談ください。  
 利用の手続きは田沼行政センター、葛生行政センターでも受け付けます



## ○お問い合わせ先

### 佐野市役所

いきいき高齢課地域支援事業係（総合事業担当）	0283-20-3021
介護保険課介護認定係（介護保険認定担当）	0283-20-3022

### 地域包括支援センター

さの社協	担当圏域：佐野・堀米、旗川・吾妻	0283-22-8129
佐野市医師会	担当圏域：植野・界、犬伏	0283-20-2011
佐野市民病院	担当圏域：赤見、田沼、田沼南部、栃本、田沼北部、三好・野上、戸奈良・新合・飛駒	0283-62-8281
くずう	担当圏域：葛生、常盤・氷室	0283-84-3111

## よくある質問

Q1. **要支援1**や**要支援2**の認定はなくなってしまうのですか。

A1. なくなりません。今まで通りのサービスを受けることができます。

---

Q2. **要支援1**や**要支援2**の受給の上限が下がったり、サービスが減ったりしますか。

A2. 今までと変わりません。今まで通りのサービスを受けることができます。

---

Q3. 要支援認定を受けていますが、通所介護（デイサービス）しか使っていません。認定から**事業対象者に変更しなければいけない**のですか？

A3. 必ずしも切り替える必要はありません。本人の希望によって、介護認定審査を行うか、基本チェックリストを実施するか、を選ぶことができます。

---

Q4. 認定申請を行いました、**非該当**になってしまいました。事業対象者になるために申請することはできますか。

A4. 申請できます。窓口等で基本チェックリストを実施してもらい、該当すれば、事業対象者としてサービスの利用ができます。ただし、基本チェックリストでも非該当となる場合がありますので、ご了承ください。

---

Q5. **事業対象者**に認定されましたが、急に体調が悪くなり、**ショートステイを使いたい**と思いました。その場合、どうすればいいのでしょうか。

A5. 介護認定を受ける必要があります。再度、窓口で介護認定の申請をしてください。事業対象者はショートステイなど、総合事業以外のサービスの対象外となります。要介護認定を受けずに対象外のサービスを利用した場合、全額自費負担になることがあります。

---

Q6. **事業対象者**に認定されましたが、使えるサービスはサービスAという新しいサービスだけなのでしょうか。**今まで通っていたデイサービスは利用できない**のでしょうか。

A6. 利用できます。事業対象者が利用できるサービスは**通所型サービス**（相当サービス、サービスA、サービスB、サービスC）、**訪問型サービス**（相当サービス、サービスA、サービスB、サービスC）となります。現在のデイサービス（介護予防通所介護）は**通所型サービス**（相当サービス）なので、利用できます。